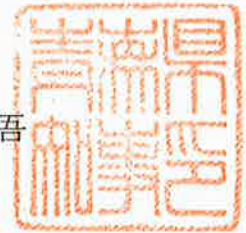




青環保第558号
平成29年7月26日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

青森県知事 三村 申吾



雲雀平風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見について

このことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境影響評価法第10条第1項の環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

今後、貴職が行う審査におかれましては、本意見を十分勘案いただきますようお願いいたします。

雲雀平風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの意見

- 1 風力発電設備を近接して設置した場合、コウモリ類、鳥類及び昆虫類の回避経路が妨害され、これらの生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、文献調査や専門家からの意見聴取等を行った上で、必要に応じて風力発電設備の配置を見直すこと。
- 2 工事前資材等の搬出入に係る騒音及び振動の影響の予測時期について、工事前資材等の搬出入車両が最大となる時期としているが、車両の種類を勘案した上で、影響が最大となる時期を設定すること。
- 3 建設機械の稼働に係る振動の評価において、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」に記載されている手法として、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」との整合性を選定しているが、当該手引では、当該基準との整合性について、振動規制法に基づき区域が定められていない地域を除くとされていることから、適切な手法を選定すること。
- 4 工事の実施により、濁水が流入する可能性のある河川の下流域において、稲作（水稻）が行われている場合には、水質に係る調査地点及び予測地点に農業用利水点を追加して調査及び予測を行い、農業（水稻）用水基準との整合性についても評価すること。
- 5 事業の実施によるコウモリ類への影響について、専門家の意見を踏まえ、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 6 累積的な環境影響が考えられる環境影響評価項目として、本方法書では騒音及び超低周波音、風車の影、景観を選定し、予測及び評価することとしているが、これらの項目のほかコウモリ類及び鳥類に対する累積的な影響が考えられることから、他事業者が計画する事業が明らかになった場合には、本事業との累積的な環境影響の予測及び評価を行うこと。
- 7 底生動物について、一定の成長段階までは種の同定が難しい種があることから、地元の専門家に確認するなどにより、適切な調査時期を選定し、種の同定を行うこと。

- 8 施設の稼働に係る動物の予測対象時期を風力発電所の運転開始後としているが、当該動物の生態特性を勘案した上で、施設の稼働が定常状態となり、影響が最大となる時期を設定すること。
- 9 対象事業実施区域南側には、植生自然度の高いキタコブシーミズナラ群集が存在している。当該群集が生育している区域に風力発電設備2基が配置される計画となっており、生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、当該群集に対する影響を調査、予測及び評価すること。
- 10 施設が稼働することによって、対象事業実施区域及びその周辺の鳥類の行動域が変動し、小沢沼の生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、小沢沼において鳥類の調査を実施し、適切な手法により予測及び評価すること。
- 11 工事用資材等の搬出入に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測時期は、車両台数だけでなく、当該活動の場の利用状況を勘案した上で、影響が最大となる時期を設定すること。
- 12 各環境影響評価項目に係る評価の手法については、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討を行い、景観に関する評価の手法と同様に第5次青森県環境計画における環境配慮指針との整合性についても検討すること。